

高等学校等就学支援金の支給対象から朝鮮高級学校を除外することに反対します（声明）

高等学校等の実質無償化推進のための就学支援金の支給について、政府内にも、朝鮮高級学校をその対象から除外しようとする意見が出されているとの報道がなされています。公教育計画学会は、公教育の無償化への第一歩として政府の高等学校等の授業料実質無償化法案を評価してきました。しかし、今般のように、日本の教育法令に従い「公の支配」に服する各種学校として都道府県知事による認可を得ている朝鮮高級学校をその支給対象から除外しようとする動き、意見が出てきたことについては、強い疑問と危惧を抱かざるをえません。

なぜならば、現在、「すべての人（all people）」が差別されることなく享有すべき普遍的な人権の一つとして教育への権利を保障されるというのは、日本国憲法第 14 条及び第 26 条においても、また、国際人権規約（第 27 条）や子どもの権利条約（第 30 条）等における権利規定、内外人平等原則に照らしても当然のことと解されるからです（2001 年 8 月 31 日、国際人権規約社会権規約委員会は、朝鮮学校が国の補助金対象外とされている点等を懸念する勧告を出しています）。その権利保障は、朝鮮民主主義人民共和国との外交関係をめぐる政治的問題や、時々の財政事情を理由にして否定されるべきものでもありません。すでに各自治体から外国人学校に対して支出されている公費助成等も合憲的・合法的なものであり、外国籍の子どもたちの教育上の権利を保障するための公的支援の一環に位置づくものです。また、公立・私立大学の半数以上が、法令に従い独自の判断で朝鮮高級学校卒業者に対して大学受験資格を認めてきたのも、同様の合理的対応です。

民主的な社会とは、差別や偏見を許さず、多様性を尊重し、他者との開かれた交流を不可欠とする社会です。その民主的な社会の形成者を育むのが公教育の本来の役割です。だからこそ、公教育において特定の子どもたちや学校等を合理的な根拠なく不当に処遇したりその条件整備・支援の対象から排除することがあってはなりません。政府に、高等学校等への就学支援金の支給対象から朝鮮高級学校を除外せず、深刻化する教育上の格差や差別の解消に向けた合理的で普遍的な政策を実施するよう強く求めます。

2009 年 3 月 7 日

公教育計画学会